

モニターだより



©宮城県・旭プロダクション

〈みやぎ食の安全安心消費者モニターについて〉

食と暮らしの安全推進課では、県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会をはじめ、県が実施する諸事業にご参加いただき、食の安全安心に関する正しい知識を身につけていただいております。

【報告】「平成26年度みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会」開催結果



横浜薬科大学教授による講義の様子

去る平成26年12月18日（木）、宮城県自治会館において「平成26年度みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会」を開催し、モニター43名とみやぎ食の安全安心推進会議委員1名の計44名の方々に御参加いただきました。今回は、「食品中の放射性物質」をテーマに、昨年度に引き続き消費者庁との共催で「食品中の放射性物質に関するコミュニケーター養成研修」の内容で開催しました。

研修では、はじめに研修概要の説明があり、続いて横浜薬科大学放射線科学研究室教授による「放射性物質の基礎知識と人体影響」についての講義と簡易放射線測定器を用いた測定実験を行いました。実験では、参加者の方々に塩や御影石等の放射線を測定していただき、身近なものにも放射性物質（カリウム40、トリウム等）が含まれていることを学んでいただきました。また、「食品中の放射性物質の現状と対策」について消費者庁職員から講義があったほか、「農産物等の生産現場における取組、現状」について福島県酪農業協同組合の但野組合長からは、生産現場の苦勞をまじえてお話をいただきました。

参加者の方々は興味を持って耳を傾けていました。最後の会場との質疑応答では、活発な意見交換が行われました。

右に記載のとおり、参加者アンケートの結果、94.6%の方に「大変満足」もしくは「まあまあ満足」と御回答いただきました。今後も満足度の高い研修会を開催できるようテーマや内容を検討して参りますので、ぜひ御参加ください。



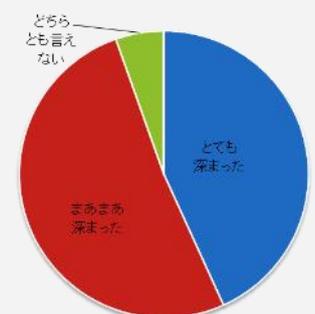
参加者アンケート集計結果（抜粋）

（対象者：44名、回答者：37名
（回収率84.1%））

問：今回の研修会の満足度はどのくらいですか。



問：放射性物質に対する知識は深まりましたか。





【報告】「食の安全安心セミナー」（仙台会場）開催結果

県では、消費者、生産者・事業者、行政の3者における相互理解を深め、県民総参加での食の安全安心確保対策を推進するため、「食の安全安心相互交流理解度アップ事業」を実施しております。この事業の一環として、去る平成27年1月15日（木）に、県庁2階講堂で「食の安全安心セミナー」（仙台会場※）を開催し、消費者モニター32名を含む111名の方々に御参加いただきました。今回は、「食品中の放射性物質に関する現状と課題～生産現場の取組から～」をテーマに、4省庁（消費者庁・内閣府食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省）との共催で開催しました。



セミナーでは、はじめに低線量放射線の身体的影響について、東北大学名誉教授で杜の都産業保健会の山田理事長の基調講演があり、続いて農林水産省及び水産庁の職員から、各省庁が行っている食品中の放射性物質対策についての講義がありました。また、宮城県農業協同組合中央会及び宮城県漁業協同組合の講師から、各組合で行っている取り組みや課題についてのお話があり、最後には講演者と会場との意見交換を行いました。

参加者アンケートでは、「農協、漁協の話聞く機会はあまりないため、非常に貴重な経験だった。」、「全体の構成のバランスが良く、分かりやすい内容だった。」、「全国的な検査体制や流通上の問題点などの説明があるとよいのではないかと感じた。」といった御意見をいただきました。

今後も相互理解の促進に向けた事業を実施していきますので、ぜひ御参加ください。

※ 昨年10月及び11月に大崎市と大河原町でもセミナーを開催しました。（テーマは「食べ物の基礎知識」及び「家庭における食中毒対策」）



東北大学名誉教授による講義の様子



質疑応答の様子

【協力依頼】平成27年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート

食品への異物混入や新たな食品表示制度の創設など、食の安全安心を取り巻く状況は日々目まぐるしく変化しています。

県では、毎年、モニターの皆様の食の安全安心に関する意識を把握し、施策へ活用させていただくため、アンケート調査を実施しております。

アンケートを同封しておりますので、今年度も皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。



【食の安全安心基礎講座】第10回「食品表示法について」

食品表示はこれまで、食品衛生法、JAS法、健康増進法で必要な表示の基準が定められておりました。しかし、目的が異なる3つの法律でそれぞれ基準が定められていたために、消費者や事業者の双方から制度が複雑で分かりにくいという指摘がありました。食品表示法は、これら3つの法律の食品表示に関する規定を統合したもので、平成27年4月1日から施行されたものです。

これまでの表示との主な変更点は以下のとおりです。

＜アレルギー表示の変更について＞

- (1) 特定加工食品※1及びその拡大表記※2を廃止することで、これまでより広範囲の原材料についてアレルギーを含む旨の表示が義務づけられます。
- (2) アレルギー表示は、原則、原材料の品目にそれぞれ対応した個別表示となります。
- (3) これまで同様、個別表示によらずまとめて表示することも可能であり、この場合、原材料欄の最後にまとめて表示されます。

＜加工食品への栄養成分表示の義務化について＞

- (1) 容器包装に入れられた加工食品には、原則、熱量（エネルギー）たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5成分が表示されるようになります。なお、ナトリウムの量は、消費者にとって分かりやすい「食塩相当量」（ナトリウムの量に2.54乗じたもの）で表示されます。
- (2) 以下の場合は、栄養成分表示の省略が認められています。
 - ①表示可能面積が小さいもの
 - ②酒類
 - ③栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
 - ④極めて短期間に原材料が変更されるもの
 - ⑤小規模事業者が販売するもの

＜機能性表示制度の創設について＞

- (1) 機能性を表示することができる食品は、これまで国が個別に許可した特定保健用食品（トクホ）と国の基準を満たした栄養機能食品に限られていましたが、機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者の皆さんが商品の正しい情報を得て商品選択できるよう新たに「機能性表示」制度が始まりました。
- (2) 機能性表示食品とは、「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」といった、特定の保健の目的が期待できるという食品の機能性を表示することができる食品のことで、安全性の確保の前提とし、科学的根拠に基づいた機能性が、事業者の責任において表示されるものです。

＜経過措置期間について＞

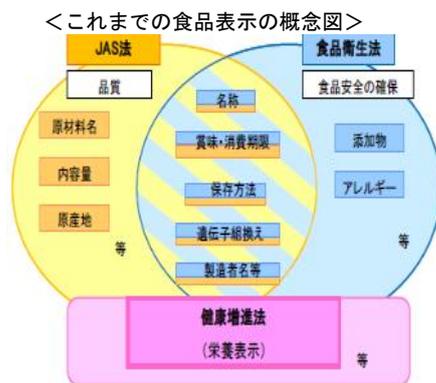
食品表示法の施行に伴い、食品衛生法、JAS法、健康増進法に基づく基準はそれぞれ廃止されますが、加工食品及び添加物は5年間、生鮮食品は1年6ヶ月間、経過措置期間があり、この間に準備が整った事業者から食品表示法に基づく表示に順次切り替わることになります。

※1 特定加工食品…一般的に特定原材料等（特定原材料7品目（卵・乳・小麦・落花生・えび・そば・か）に特定原材料に準ずる20品目）により製造されていることが知られているため、それらを表記しなくても、特定原材料等が含まれていることが理解できると考えられてきた表記のこと。例 マヨネーズ→「卵を含む」を省略可 パン→「小麦を含む」を省略可

※2 特定加工食品の拡大表記…特定原材料の名称、代替表記※3及び特定加工食品の名称を含んでいるため、その特定原材料等を使用していることが理解できると考えられてきた表記のこと。例 からしマヨネーズ→「卵を含む」を省略可

※3 代替表記…表記方法や言葉は違うが、特定原材料等と同一であるということが理解できる表記のこと。例 卵の場合→たまご、鶏卵、あひる卵、タマゴ、玉子、エッグ

新制度では「※1」と「※2」が廃止されます。



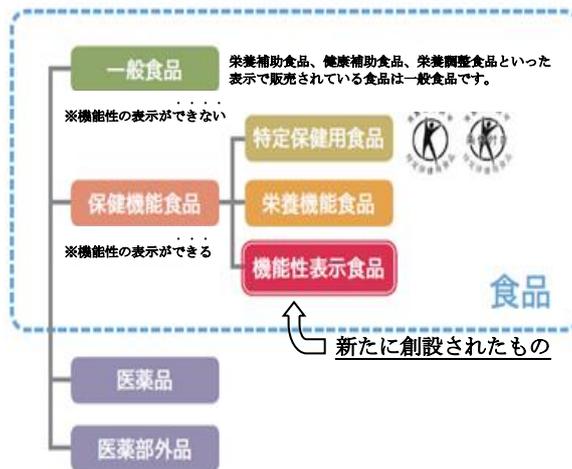
＜食品表示の例＞

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、脂肪エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	81g
賞味期限	この面の右側に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)	
エネルギー 483 kcal	炭水化物 37.6 g
たんぱく質 3.8 g	ナトリウム 330 mg
脂 質 35.3 g	食塩相当量 0.8 g

※栄養表示は任意





【報告】「平成27年度宮城県食品表示ウォッチャー業務説明会」開催結果

去る平成27年5月19日（火），（宮城県庁2階講堂）にて「平成27年度宮城県食品表示ウォッチャー*業務説明会」を開催しました。

今年度は、定員の100名を大きく上回る158名の方から応募があったため、人口を基に算出した配置人数を超える応募があった圏域では、未経験者を優先したうえで抽選を行い、ウォッチャーを決定しました。

およそ2時間にわたって行われた説明会は、委嘱状交付式から始まり、県の担当者からのウォッチャー業務の手順及び留意点についての説明や、表示の見方の事例紹介等がありました。参加者の方々は、みな真剣な眼差しで説明を聞かれています。また、正しい表示方法や調査報告書の記入方法について、積極的に質問をされていました。

ウォッチャーの方々には6～12月の7ヶ月にわたり、調査・報告を行っていただきます。県では、食品表示が適正になされ、消費者が安心して食品を選択・購入できるよう、新しくウォッチャーになられた方々と力を合わせ、監視指導に努めてまいります。

※食品表示ウォッチャーとは？

県からの委嘱を受けた方々（食品表示ウォッチャー）が、スーパーなどにおいて販売されている食品の表示が食品表示法に基づいて正しくなされているか調査し、県に報告する制度です。

なお、県では、平成24年度から消費者モニターの皆様を対象に募集を行っています。



当課職員による説明の様子



質疑応答の様子

【 編 集 後 記 】

初夏の風もさわやかな今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。今年度から「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業を担当することになりました、大沼です。4月に入庁しました。

レイアウトや文章など、まだまだ至らない点ばかりですが、回を重ねるごとに、読み応えのある誌面にしていけるよう、日々勉強して参りますので、よろしくお願いいたします。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。（大沼）

【 発 行 】

宮城県 環境生活部 食と暮らしの安全推進課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2643

FAX：022-211-2698

Eメール：syokua@pref.miyagi.jp

ホームページ：

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/>

